

## 社会福祉法人はとのさと福祉会 役員等報酬規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人はとのさと福祉会（以下「この法人」という。）の定款第九条及び第二十三条の規定に基づき、役員及び評議員ならびに評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 役員・評議員等とは、役員および評議員ならびに評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員・評議員等に対しては、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤役員については、報酬を支給する。
  - (2) 非常勤の役員・評議員等については、業務に応じた報酬を支給する。
- 2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、職員給与に加え別表1の報酬を支給することができる。ただし、管理職手当・本部事務局手当との併給は行わない。

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第九条で定める金額の範囲内で、報酬を支給するこができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表2に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間2000万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。

- 5 この法人の常勤理事の報酬、賞与及び退職慰労金は、別表1に定める額とする。
- 6 常勤理事以外の役員・評議員等に対する報酬は、別表2に定める額とする。
- 7 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(費用弁償)

- 第5条 この法人は、役員・評議員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
  - 3 役員・評議員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(支給の方法)

- 第6条 常勤役員の報酬等及び費用(旅費を除く。)は、毎月翌月10日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。
- 2 非常勤の役員・評議員等の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要な都度支払う。

(支給の形態)

- 第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

この規程は平成31年1月1日から施行する。

この規程は2025年7月1日から施行する。

別表1（常勤役員の報酬）

(1) 報酬

役職名	職員の常勤役員報酬	職員でない常勤役員報酬
理事長	月額 150,000円	年額 5,400,000円
業務執行理事	月額 120,000円	年額 4,800,000円

(2) 退職慰労金

- 施設長等を兼ねており、社会福祉施設職員退職手当共済法に定める退職共済に加入出来る常勤役員は、退職共済契約により行う。
- 社会福祉施設職員退職手当共済法に定める退職共済に加入出来ない常勤役員は、職員が加入する退職共済に準じた金額を慰労金とする。

※期間については（常勤役員在任期間－共済加入期間）で算出する。

別表2（非常勤の役員・評議員等の報酬）

(1) 評議員

	金額
評議員会への出席	1日 5,000円
その他、業務の必要上の職務執行	半日 5,000円　1日 10,000円

(2) 理事

	金額
理事会等会議への出席	1日 5,000円
その他、業務の必要上の職務執行	半日 5,000円　1日 10,000円

(3) 監事

	金額
監事監査等の実施	半日 5,000円　1日 10,000円
理事会、評議員会等会議への出席	1日 5,000円
その他、業務の必要上の職務執行	半日 5,000円　1日 10,000円

(4) 評議員選任・解任委員

	金額
評議員選任・解任委員会等会議への出席	1日 5,000円
その他、業務の必要上の職務執行	半日 5,000円　　1日 10,000円

(5) 苦情解決第三者委員

	金額
第三者委員等、業務の必要上の職務執行	半日 5,000円　　1日 10,000円